イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

H_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 11 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都市に係るもの　0.044
イ　平成 11 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.073

I_{12}　ア　平成 12 年度市場公募都市に係るもの　0.044
イ　平成 12 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.069

I_{13}　ア　平成 13 年度市場公募都市に係るもの　0.070
イ　平成 13 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.070

I_{14}　ア　平成 14 年度市場公募都市に係るもの　0.032
イ　平成 14 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

I_{15} ＝ 0.010

I_{16} ＝ 0.041

I_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

J_n　河川等関連公共施設整備促進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）

K_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

H_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 10 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都市に係るもの　0.047
イ　平成 10 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.068

I_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都市に係るもの　0.044
イ　平成 11 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.073

I_{12}　ア　平成 12 年度市場公募都市に係るもの　0.044
イ　平成 12 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.069

I_{13}　ア　平成 13 年度市場公募都市に係るもの　0.070
イ　平成 13 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.070

I_{14}　ア　平成 14 年度市場公募都市に係るもの　0.032
イ　平成 14 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

I_{15} ＝ 0.039

I_{16} ＝ 0.041

I_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

J_n　河川等関連公共施設整備促進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）

K_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都市に係るもの　0.000
イ　平成 10 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.006

K_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都市に係るもの　0.004